佐野市監査委員告示第14号

定例監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成30年12月4日

佐野市監査委員 篠 原 偉 治

佐野市監査委員 小 暮 博 志

第1 監査箇所

水道局(総務課、水道課、下水道課)

第2 監査期間

平成30年10月2日から平成30年11月27日まで

第3 監査の結果

1 総務課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

2 水道課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数 に誤りがなく適切に処理されている。

3 下水道課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に 誤りがなく適切に処理されている。